

グーグルマップへの不適切事案の掲示についての意見交換会

日 時 平成22年6月28日(月)

午後1時30分～3時

会 場 第27会議室(第2庁舎4階)

次 第

1 あいさつ

2 意見交換

(1) 県の対応状況について

(2) 関係市町の対応状況について

(3) 意見交換

3 その他

出席者名簿

市町村	担当部局	役職	氏名
鳥取市	総務部人権政策監人権推進課	課長補佐	遠藤 全
米子市	人権政策局人権政策課	同和対策係長	黒見 恭成
倉吉市	市民生活部人権政策課	男女共同参画係長	下吉 真二
岩美町	総務課	係長	中嶋 貴子
		主任	岩垣 昌雄
智頭町	総務課人権同和政策室	室長	国岡 宏
		主幹	大谷 伊知郎
鳥取県	総務部人権局	局長	橋本 修
	〃 人権・同和対策課	課長	岸根 弘幸
		課長補佐	山名 修
		主幹	山根 茂幸
		主幹	柿本 浩和
		主事	石田 正和

鳥取ループの主な活動及び対応状況

1 鳥取県関係

県内の同和対策事業で設置した施設（集会場等）の位置を県内市町の設置管理条例からリンクさせて貼り付け、「鳥取県内の同和地区」として掲示している。

（1）発見

平成21年9月11日、県民からの県人権局への電話により掲載を確認。「投稿：ループ」となっており、「鳥取ループ」のサイト運営者が掲載したとみられる。

表題が「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」とし、県内の市町の条例・規則から同和対策事業で設置した施設名（集会場等）を示して鳥取県の地図に貼り付けている。

（2）県人権局からグーグル社への削除要請

① H21.9.16 削除要請

「同和地区に関係した施設の所在地を「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」という表題のもと地図に示し、あたかもそこが同和地区であるかのように表現することは、一般の閲覧者に誤解や偏見を与えます。早急に削除していただくようお願いします。」

② H22.1.28 削除要請

「投稿者が記載しているような、県行政が「公認の差別対象地域」というものはありません。また、「この近くに住むと就職や結婚を断られる」と説明し、住所を貼り付けることは、閲覧者に差別心や偏見を与え、人の心を傷つける、差別を助長する行為です。早急な削除を求めます。」

<参考1>鳥取地方法務局

H22.2上旬に同様の趣旨の削除要請をグーグル社へ実施。

2 「鳥取ループ」運営者による他県に対する活動状況（概要）

(1) 滋賀県関係（日付は主としてブログへの掲載日）

(ア) 滋賀県に対する行動

平成19年度の子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の対象地域と計画書、実績書、収支決算書等補助金の使途が分かる一切の書類および、地域改善対策修学奨励資金の償還業務等の目的で滋賀県が把握する同和地区の場所が分かる書類」の公文書開示請求

H20.5.16 開示請求

H20.6.23 全面非公開の決定

H20.6.26 滋賀県情報公開審査会に異議申し立て

H21.3.5 審査会が手続きやり直しの答申

「県が文書の特定するための補正を求めなかつたのは手続きに瑕疵がある」

【改めて開示請求】

- ・同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの
- ・滋賀県同和対策新総合推進計画の全ページ
- ・地域総合センター要覧の最新のものの全ページ

H21.4.3 再度開示請求

H21.5.16 一部非公開の決定

H21.5.16 異議申し立て

H22.3.20 情報公開審査会が「非開示は妥当」との答申

(イ) 東近江市に対する行動

同和地区の存在した場所について公文書開示請求

H21.8.21 開示請求

H21.9.7 一部非開示決定

H21.10.13 東近江市を大津地方裁判所へ提訴

H22.4.13 公開命令の判決（全部開示）

H22.4.30 東近江市が控訴しなかつたことにより判決が確定

(ウ) 愛荘町に対する行動

同和対策固定資産税減免について関係書類を情報公開請求

H21.9.1 情報公開請求

H21.10.26 「書類が不存在」とされたことに対して異議申し立て

H21.12.7 愛荘町情報公開・個人情報保護審査会は、町が対象公文書が不存在との理由で非公開決定した処分取り消しの答申

(エ) 大津地方法務局に対する行動

鳥取ループがブログに掲載している「部落地名総鑑」とされるものについて削除要請したことに対し、法務局の削除要請に関する文書を開示請求。

- H21.12.2 大津地方法務局からプロバイダへ削除要請
H21.12.21 鳥取ループが大津地方法務局への開示請求
H22.2.19 部分開示の決定通知
H22.4.10 非開示処分とされた情報についての取り消しを求め、「内閣府情報公開・個人情報保護審査会」へ審査請求
H22.5.10 内閣府情報公開・個人情報保護審査会へ意見書提出

(2) 大阪府関係

大阪市同和事業促進協議会（現在の大阪市人権協会）が作成した資料「50年のあゆみ」（大阪府立図書館、国立国会図書館の蔵書）に掲載されている大阪市内の同和地区を地図上において「大阪市内の同和地区」として掲示している。

- H22.4.21 大阪地方法務局からプロバイダへ削除要請
H22.4.24 鳥取ループが大阪地方法務局へ抗議電話。電話内容をブログで公開

鳥取県内の同和地区(被差別部落) - Google マップ - Windows Internet Explorer

http://maps.google.com/maps/ms?hl=ja&ie=UTF8&oe=UTF8&msa=0&msid=11265114

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

Google 検索 ブックマーク ブロック数: 17 チェック リスト 設定

鳥取県内の同和地区(被差別部落) - Google マップ

ウェブ 画像 動画 地図 ニュース ダルゴス Gmail その他 ▾ ログイン | ヘルプ

Google maps

お店やサービス、住所、場所を検索 詳細

マイマップに保存

RSS Google Earthで表示 地図 航空写真 地形

その他... 地図 航空写真 地形

鳥取県内の同和地区(被差別部落)
自称人権団体(同和地区)の不合理な主張を鵜呑みにする総務省およびダーゲル社の姿勢に抗議します。これは同和地区に関する施設の位置です。自治体により公開されている情報元にそのまま掲載しています。

地方自治法第244条の2によれば、地方自治体が公共施設の設置について条例で定めることを義務付けています。同第16条は、条例は公布(つまり公開される)ものであることを定めています。同和対策のための施設であろうと例外ではありません。

同和地区に関係すれば差別や人権侵害の対象になるという事実はありません。むしろ自治体や企業が「公然の秘密」として扱うことが偏見を生んでいます。

総務省、人権擁護局、人権局様。文句があればletterloop
[@] gmail.comまで連絡ください。
802ビューー一般公開
9月1日作成 - 5日前更新
投稿 ルート
この地図に評価を付ける - コメントを投稿

鳥取市田島集会所
ホームページでエラーが発生しました。

H21.9.18

H21.9.18 追加

鳥取県内の同和地区(被差別部落) - Google マップ - Windows Internet Explorer

http://maps.google.com/maps?hl=ja&ie=UTF8&oe=UTF8&msa=0&msid=112051591266259380694.000472bf0a395e3

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

Google [C] 検索 ブックマーク プロック数: 24 チェック ブログ 翻訳 次に送信 認定

鳥取県内の同和地区(被差別部落) - Google マップ ホーム ベースマップ ページ(P) ツール(O)

ウェブ 画像 動画 地図 ニュース 書籍 Gmail その他 ▾ ヘルプ ログイン

Google maps

地図を検索 検索オプションを表示

お店やサービス、住所、場所を検索

ルート・乗換案内 マイマップ マイマップに保存

鳥取県内の同和地区(被差別部落)
自治体が公開している、同和対策で作られた施設の位置です。同和対策で作られたので、もちろん周辺は同和地区です。地方自治法上の公の施設なので、施設名・位置共に公開情報です。

人権擁護局、部落解放同盟、鳥取県も公認の差別対象地域です。この近くに住むと、就職や結婚を断られたりする厳しい現実があるそうです。

文句があればtotoriloop[@]gmail.comまで連絡ください。
2,345ビュー 一般公開
2009年9月4日作成 22時間前更新
投稿: 11件
★☆☆☆☆ 1件の評価 - 口コミを投稿

- 鳥取市田島集会所
鳥取市集会所管理規則
- 鳥取市馬場集会所
鳥取市集会所管理規則
- 鳥取市六代集会所
鳥取市集会所管理規則
- 鳥取市円通寺集会所
鳥取市集会所管理規則

RSS Google Earthで表示 印刷 送信 リンク

その他... 地図 航空写真 地形

鳥取港 鳥取市 大山 地蔵峠 犬掛峠 人形峠 辰巳峠 物見峠

鳥取県 烏ヶ山 土蔵山 萩山高原 田代峠 花知ヶ仙 吉井川

鳥取市田島集会所
鳥取市馬場集会所
鳥取市六代集会所
鳥取市円通寺集会所

©2009 Google - 地図データ ©2009 ZENRIN

インターネット 100%

鳥取県内の同和地区 - Google マップ - Windows Internet Explorer

http://maps.google.com/maps/ms?hl=ja&ie=UTF8&oe=UTF8&mso=0&mssid=112651591266269380694.000472bf8a395e3j

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

Google 検索 ブロック数: 27 チェック 翻訳 設定

鳥取県内の同和地区 - Google マップ ページ(P) ツール(Q)

ウェブ 画像 動画 地図 ニュース 書籍 Gmail その他

New! ヘルプ ログイン

Google マップ beta

地図を検索 検索オプションを表示

RSS 印刷 地図 航空写真 Earth

マイマップに保存

鳥取県内の同和地区

自治体が公開している、同和対策で作られた施設の位置です。同和対策で作られたので、もちろん周辺は同和地区です。地方自治法上の公の施設なので、施設名・位置共に公開情報です。

人権擁護局、部落解放同盟、鳥取県も公認の差別対象地域です。この近くに住むと、就職や結婚を断られたりする厳しい現実があるそうです。この付近の出身と分かると商売での取り引も敬遠されることがあります。

文句があればtotoroop [@] gmail.comまで連絡ください。
9.949ビュー 一般公開
2009年9月4日作成 3月1日更新
投稿 鳥取ループ
[★★★★★ 5件の評価 - コメントを投稿](#)

- [鳥取市田島集会所](#)
鳥取市集会所管理規則
- [鳥取市馬場集会所](#)
鳥取市集会所管理規則
- [鳥取市大代集会所](#)
鳥取市集会所管理規則
- [鳥取市円通寺集会所](#)
鳥取市集会所管理規則

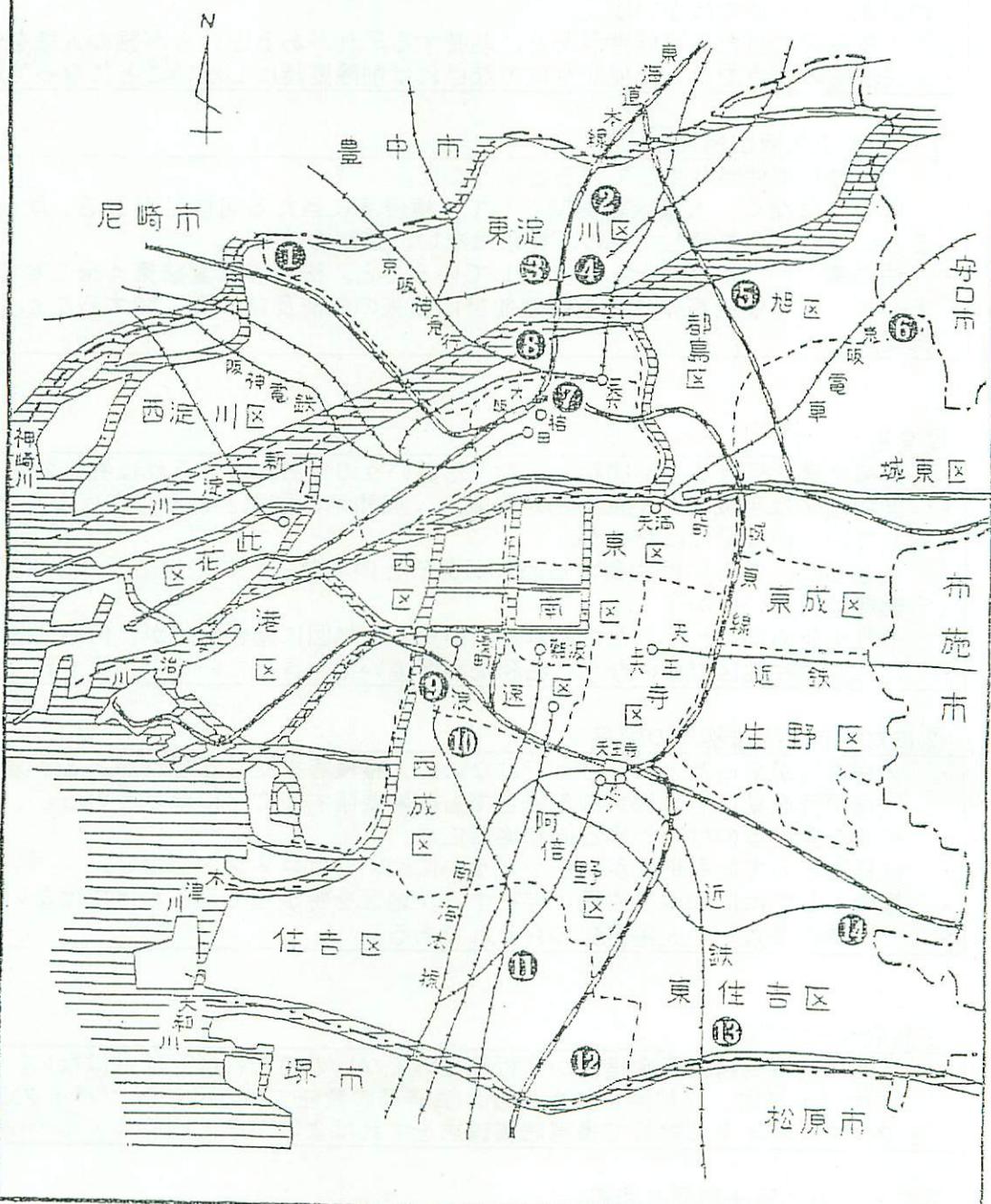
ページが表示されました

大阪市内同和地区の概況

地区の所在地

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

加田 田南 飛生 画舟 中浪 西住 浪矢 平
出方 島江 国場 津連 成吉 番田 錦



「50年のあゆみ」(大阪市同和事業促進協議会)より鳥取ループが転載

鳥取ループのブログで公開されている大阪法務局への電話でのやり取り

- 図書館で見つけた大阪の同和地区一覧をブログに掲載したところ、運営会社（F C 2）からメールが来た。大阪法務局から削除要請（下記記載の情報を提供することは同和地区住民に対する差別を助長する行為に該当するものですので削除願います。）があつたので削除するようにとのこと。削除されなければ運営会社が削除してもいいかとの事。

○電話でのやりとりの概要

①鳥取ループ

- ・ 憲法 21 条「表現の自由」の侵害ではないか。
- ・ 強制力がないのであれば従う義務はない。
- ・ 大阪法務局の要請により削除されたら私は損害を受けたことになる。その場合損害賠償の対象になるのではないか。
- ・ 人権侵害に当たる可能性がある、助長する恐れがあるというが誰の人権を侵害するのか
- ・ 法務省の規定では人権侵犯事件でなければ削除要請はしないことになっているはず。

①に対する大阪法務局の回答

- ・ 人権侵犯事件が発生しているということ。
- ・ 権限ではなく、人権擁護機関として人権侵害に当たる可能性がある、助長する恐れがあるということで要請したもの。権限はない。強制力はない。
- ・ 法に基づいて法務局として判断していること。法務省設置法第 4 条 26 で法務省の義務として「人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関するこ」とに基づいての措置。

②鳥取ループ

- ・ 人権侵害を受けるのが同和地区の人だというのであれば、それは特定できるのか？
- ・ 同和地区は平成 13 年度で法が失効し、同和地区住民という存在はなくなつて、国は把握していないはずではないか。
- ・ 侵害した、あるいは助長する恐れがあるというなら、この地名リストが同和地区だという認識は正しいのか？
- ・ それを認めなければ、ただの本から引用した地図に過ぎないが、何が問題なのか？
- ・ これが同和地区でないなら、法務局が間違いだと言つてはいると追記すればよいか？

②に対する大阪法務局の回答

- ・ 人権侵害があったということではない。人権侵害を受ける恐れがある事案ということ。
- ・ 人権侵害を受ける恐れがある場合でも削除要請することになっている。
- ・ 被害を受けるのはいわゆる同和地区住民。
- ・ 法務省として同和地区があるかどうかについてはコメントしない。
- ・ 觀念としては同和地区住民は存在する。地区を特定しているわけではない。
- ・ 「不特定多数」の人権侵犯のおそれである。

③鳥取ループ

- ・ 今回の削除要請は行政指導か？行政指導でないのであれば正統性はない。
- ・ プロバイダにより削除された場合、法務局の責任ではなく、プロバイダの責任ということで、プロバイダに対して損害賠償請求をすればよいか？

③に対する大阪法務局の回答

- ・ 行政指導ではない。
- ・ 人権侵害とはいっていない。恐れがある行為ということ。
- ・ 削除についてはプロバイダと鳥取ループの判断に任せる。

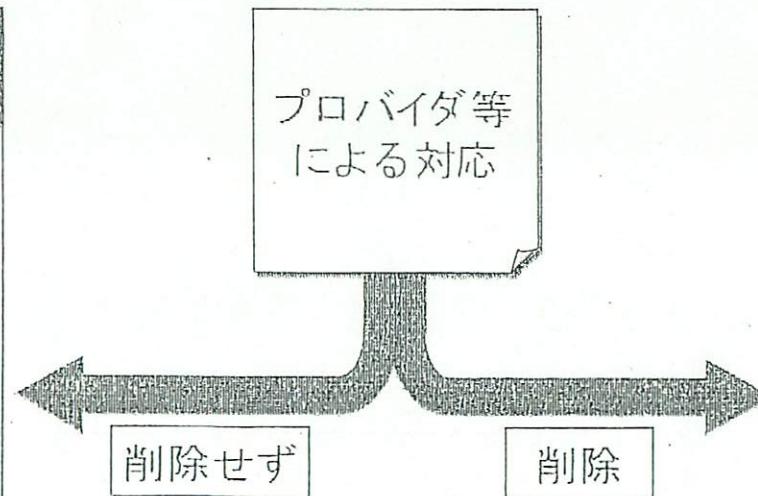
プロバイダ等の責任の明確化の概要



**被害者(侵害されたとする者)
に対する責任**

以下の①、②の場合でなければ、責任なし

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき



発信者に対する責任

以下の①、②の場合は、いずれも責任なし

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき
- ② 権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合

インターネット上の人権問題についての意見交換会

日 時 平成22年11月8日（月）

午後1時～

場 所 第34会議室（第2庁舎4階）

次 第

1 あいさつ

2 議 事

(1) インターネット上の差別事案についての今後の方針（9月議会関連）

(2) インターネット上の人権上問題のある事例及び県の対応状況

(3) 意見交換

県と解放同盟の意見交換(1/8)

当日の出席者名簿を作成しておけず、
申し訳ありませんが、ご理解のほど
よろしくお願いします。

インターネット上の差別事案についての今後の方針(9月議会関連)

H22.11.8
人 権 局

1 答弁関連(知事、局長)

項目	対応方針、具体的取組	答弁要旨
(1)削除要請	プロバイダーのグーグル社に対し、公文書で改めて削除要請を行う。	●これまで削除の要請活動等行なっているが、掲載内容も虚偽の部分があり、今後も厳正に対処してまいりたい。 ●プロバイダーに対し削除の要請活動は行なっているが、内容が内容であるので改めて文書等できちんと削除要請を行いたい。
(2)市町村等との意見交換	①削除要請の県との協調を打診、意見交換する。	
	②県史、市町村史の閲覧、編さんの実態と望ましいあり方について、公文書館・図書館など県の関係機関及び市町村と確認、意見交換する。	県史編さんで公表したら問題になりうるものについては、適宜加工した上で表示するという方針でやっているが、市町村にも共通する問題なので今後も市町村と話し合っていきたい。
	③copyrightの表示など抑止力を働かせる手法について、市町村と意見交換する。	著作権については、厳密にはcopyrightの表示が無くとも著作権法で保護されているが、抑止力を働かせるのも1つのアイデアであり、市町村とも話し合っていきたい。
	④条例、規則の改正について、市町村に事例紹介し、悪用を防止する方策について意見交換する。	今回の件は市町村の条例をいわば悪用して、マップを作ったものであるが、ある町では設置管理条例中の「同和問題解決のために作った施設」、「同和地区の生活改善のために作った施設」という規定を条例改正して削除している例もあり、他の市町村にも紹介して意見交換してみたい。
	⑤土地差別調査事案について紹介、意見交換する。	
(3)宅建業界への啓発	今月開催予定の宅地建物取引業者研修会において、宅建業担当課と連携して啓発に取り組む。	社会的病理である土地差別調査事象を根絶していくように啓発活動に努めてまいりたい。また、宅建業者、団体等への講習会、研修会で啓発に取り組んでいきたい。
(4)人権施策基本方針の記載	①現在、改訂作業中の人権施策基本方針において、インターネットに関する人権問題というカテゴリーを作り、そのなかでインターネット上での人権侵害行為への対応について具体的に記載する。	県民に対する啓発としては、現在人権施策に関する基本方針を策定中であり、この中でインターネットに関する人権侵害というカテゴリーをきちんとつくって基本方針の中に盛り込んでいきたい。
	②現在、改訂作業中の人権施策基本方針において、行政刊行物等に係る人権に配慮した表記についての取扱を盛り込むことを検討する。	

2 その他取り組むもの

項目	対応方針、具体的取組	備 考
(1)人権文化センター発行図書の確認	(社)鳥取県人権文化センター(旧部落解放研究所)が発行している「解放研究とつどり」の閲覧、編集の実態等について、同センターに確認、意見交換する。	センターの刊行物に地区名等の記載あり。

インターネット上の人権上不適切な掲示についての対応

人権・同和対策課

○概要

鳥取市出身で神奈川県在住の「鳥取ループ」というサイトの運営者が、インターネットのグーグルマップ上に、鳥取県内市町が同和対策事業で設置した施設（集会場等）の位置を県内市町の設置管理条例の内容に基づき、「鳥取県内の同和地区」として掲示している。
(関係市町：鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、智頭町)

○鳥取地方法務局及び県、関係市町の対応

削除要請を行ったが、削除はグーグルマップの管理者であるグーグル社の判断するところであり、現在のところ削除されていない。
公にされている情報を基に掲載されたものであり、人権侵害事案として対応が困難な状況にある。

鳥取市、倉吉市からの要望により、平成22年6月28日（月）に関係市町と県との意見交換会を開催。対応策を協議し今後も連携を図ることを確認した。

* 平成22年1月18日に全市町村との意見交換会を開催することとしている。

[これまでの状況]

1 鳥取県関係

(1) 発見

平成21年9月11日、県民からの県人権局への電話により掲載を確認。「投稿：鳥取ループ」となっており、「鳥取ループ」のサイト運営者が掲載したとみられる。
表題が「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」とし、県内の市町の条例・規則から同和対策事業で設置した施設名（集会場等）を示して鳥取県の地図に貼り付けている。

(2) 県人権局からグーグル社への削除要請

① H21.9.16 削除要請（メール）

「同和地区に關係した施設の所在地を「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」という表題のもと地図に示し、あたかもそこが同和地区であるかのように表現することは、一般の閲覧者に誤解や偏見を与えます。早急に削除していただくようお願いします。」

② H22.1.28 削除要請（メール）

「投稿者が記載しているような、県行政が「公認の差別対象地域」というものはありません。また、「この近くに住むと就職や結婚を断られる」と説明し、住所を貼り付けることは、閲覧者に差別心や偏見を与え、人の心を傷つける、差別を助長する行為です。早急な削除を求めます。」

2 県と関係市町の意見交換会

日 時 平成22年6月28日（月）午後1時30分～3時

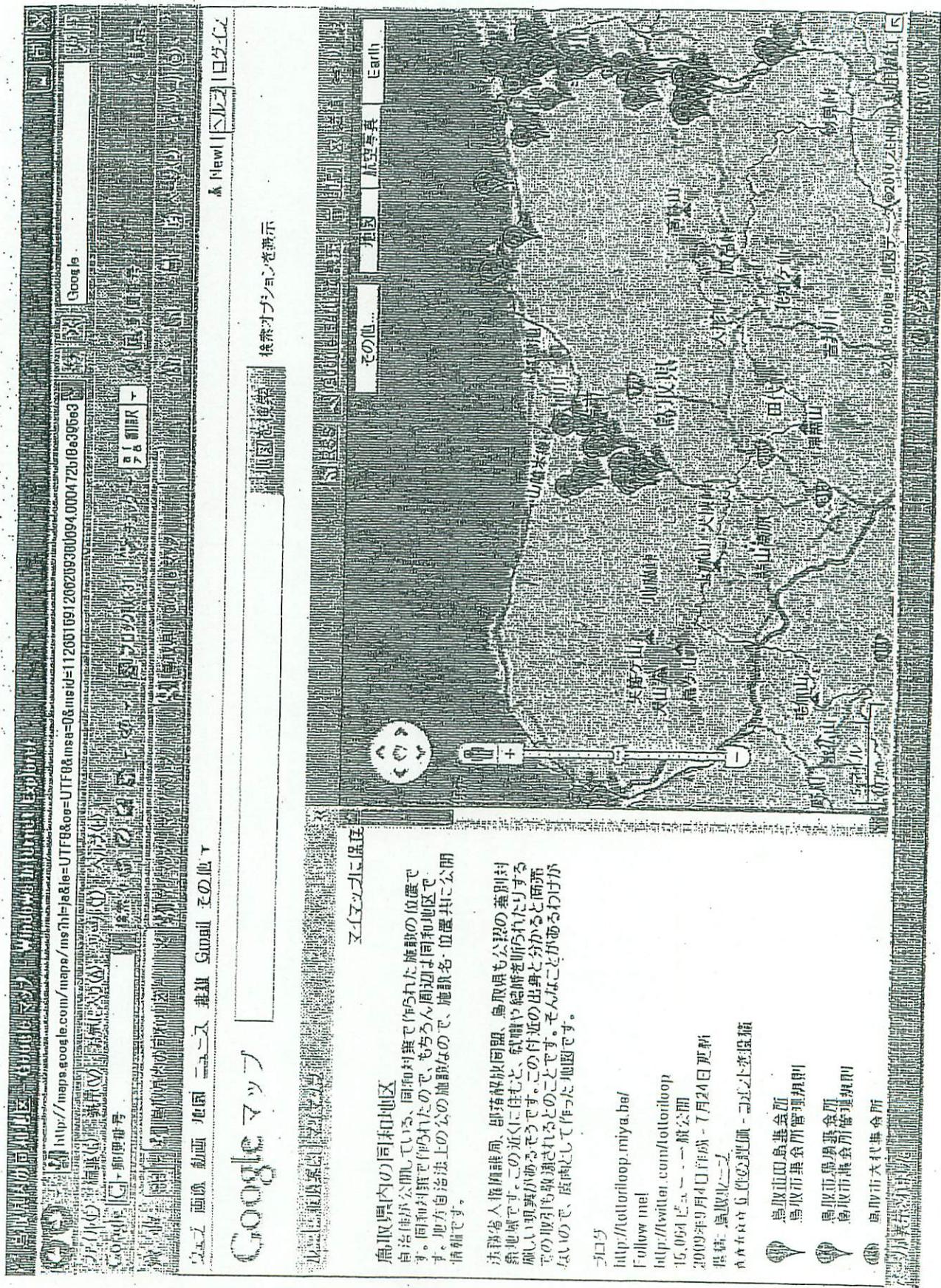
場 所 第27会議室（第2庁舎4階）

参加者 鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、智頭町

3 県と解放同盟の意見交換会

日 時 平成22年11月8日（月）午後1時～3時

場 所 第34会議室（第2庁舎4階）



人権問題についての意見交換会

日 時 平成22年11月18日(木)

午後1時30分~

会 場 倉吉市上井公民館

次 第

1 あいさつ

2 概要説明

(1) 行政文書の差別利用防止方策等について
(グーグルマップ問題に関連して)

(2) 土地差別調査事案について

3 意見交換

4 その他

(1) 鳥取県人権施策基本方針の第二次改訂について

(2) 県民自ら行う人権学習支援事業補助金について

(3) その他

【意見交換事項】

事 項	メモ欄
(1) 行政文書の差別利用防止方策等 ① ゲーゲルマップを悪用した事例及び県の対応等について ② ホームページ上の文書・画像を悪用するインターネット上の人権問題への対応について (Copyright表示、条例、規則の取扱い等) ③ 被差別部落名等が掲載される可能性のある県史、市町村史などの閲覧、編さん当たっての配慮について ・鳥取県立公文書館の取扱い事例について ・鳥取県立図書館の取扱い事例について	
(2) 土地差別調査事案について	
(3) その他 (鳥取県人権施策基本方針第二次改訂について) (県民自ら行う人権学習支援事業補助金について)	

出席者名簿

H22.11.18

市町村	所 属	役 職	氏 名
鳥取市	総務部人権政策監人権推進課	課長補佐	遠藤 全
米子市	人権政策局人権政策課	同和対策係長 主幹	黒見 恒成 松浦 俊介
倉吉市	人権局人権政策課	人権啓発係長 男女共同参画係長 主任	前田 壽光 下吉 真二 八田 崇史
境港市	総務部地域振興課	人権政策室長	山田 幹夫
岩美町	総務課	課長 主任	岡田 康男 岩垣 昌雄
若桜町	—		
智頭町	総務課人権同和政策室	室長 主幹	国岡 宏 大谷 伊知郎
八頭町	人権推進課	係長	田中 義之
三朝町	—		
北栄町	教育委員会生涯学習課	人権教育推進室長	樋口 和夫
湯梨浜町	生涯学習・人権推進課	課長 課長補佐	藏本 知純 杉原 寛
零浦町	人権・同和教育課	課長	田中 肇
日吉津村	住民課	課長	山西 昇
大山町	人権推進課	課長	門脇 英之
南部町	—		
伯耆町	教育委員会事務局人権政策室	主幹	森原 広志
日南町	総務課	室長	浅田 雅史
日野町	—		
江府町	—		

【鳥取県】

所 属	役 職	氏 名
鳥取県立図書館	郷土資料課長	網浜 聖子
鳥取県立公文書館	総括専門員 副主幹	伊藤 康 西村 芳将
鳥取県教育委員会人権教育課	指導主事	岡本 律子
鳥取県総務部人権局 〃 人権・同和対策課	局長 課長補佐 主幹 主事	橋本 修 山名 修 柿本 浩和 石田 正和

資料

・ インターネット上の人権上不適切な掲示についての対応(グーグルマップ)	3
・ 市町村の公開情報を悪用した事例(グーグルマップ)	4
・ 鳥取県人権局長名の削除要請(写し)	5
・ インターネットサイトにおける著作権宣言等の表示事例	6
・ 県及び市町村のホームページの著作権宣言等表示	7
・ 八頭町集会所条例改正新旧対照表	8
・ 新鳥取県史資料編近代1鳥取県史料1の凡例	10
・ " 記載例	11
・ 人権またはプライバシーにかかわる資料の取扱要領	12
・ " 利用申込書	13
・ 土地調査の差別的表現の新聞記事	14
・ 宅建業者研修会資料(人権局)	15
・ 鳥取県人権施策基本方針第二次改訂について	20
・ " (ダイジェスト版)	21
・ 鳥取県人権施策基本方針(人権への配慮、宅建業者啓発等)	26
・ 県民自ら行う人権学習支援事業補助金について	27

インターネット上の人権上不適切な掲示についての対応 (グーグルマップ)

人権・同和対策課

○概要

鳥取市出身で神奈川県在住の「鳥取ループ」というサイトの運営者が、インターネットのグーグルマップ上に、鳥取県内市町が同和対策事業で設置した施設（集会場等）の位置を県内市町の設置管理条例の内容に基づき、「鳥取県内の同和地区」として掲示している。
(関係市町：鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、智頭町)

○鳥取地方法務局及び県、関係市町の対応

削除要請を行ったが、削除はグーグルマップの管理者であるグーグル社の判断するところであり、現在のところ削除されていない。

公にされている情報を基に掲載されたものであり、人権侵害事案として対応が困難な状況にある。

鳥取市、倉吉市からの要望により、平成22年6月28日（月）に関係市町と県との意見交換会を開催。対応策を協議し今後も連携を図ることを確認した。

[これまでの状況]

1 鳥取県関係

(1) 発見

平成21年9月11日、県民からの県人権局への電話により掲載を確認。「投稿：鳥取ループ」となっており、「鳥取ループ」のサイト運営者が掲載したとみられる。

表題が「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」とし、県内の市町の条例・規則から同和対策事業で設置した施設名（集会場等）を示して鳥取県の地図に貼り付けている。

(2) 県人権局からグーグル社への削除要請

①H21.9.16 削除要請（メール）

「同和地区に關係した施設の所在地を「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」という表題のもと地図に示し、あたかもそこが同和地区であるかのように表現することは、一般の閲覧者に誤解や偏見を与えます。早急に削除していただくようお願いします。」

②H22.1.28 削除要請（メール）

「投稿者が記載しているような、県行政が「公認の差別対象地域」というものはありません。また、「この近くに住むと就職や結婚を断られる」と説明し、住所を貼り付けることは、閲覧者に差別心や偏見を与え、人の心を傷つける、差別を助長する行為です。早急な削除を求めます。」

③H22.11.11 削除要請（人権局長名公文書、メール）

2 県と関係市町の意見交換会

日 時 平成22年6月28日（月）午後1時30分～3時

場 所 第27会議室（第2庁舎4階）

参加者 鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、智頭町

3 県と解放同盟の意見交換会

日 時 平成22年11月8日（月） 午後1時～3時

場 所 第34会議室（第2庁舎4階）

市町村の公開情報を悪用した事例（グーグルマップ）

鳥取県内の同和地区

自治街が公開している、同和対策で作られた施設の位置です。同和対策で作られたので、もちろん周辺は同和地区です。地方自治法上の公の施設なので、施設名・位置共に公開情報です。

注) 鳥取県、郡境解消問題、鳥取県も公認の変則的地域です。この近くに住こと、就職や結婚を断られたりする厳しい現実があるそうです。この付近の出身と分からると専門での取り扱いが送られることがあります。そんなことがあらわけがないので、反対として作った地図です。

ブログ
<http://tottoriloop.miyabe/>
Follow me!
<http://twitter.com/tottoriloop>
16,274 ビュー - 一般公開
2009年9月4日作成 - 7月24日更新
投稿: 鳥取ループ
ナリナリな件件に価値 - ごめんなさい

鳥取市田島集会所
鳥取市集会所管理規則
鳥取市馬場集会所
鳥取市馬場集会所管理規則
鳥取市大社集会所
鳥取市大社集会所管理規則
鳥取市円通寺集会所
鳥取市円通寺集会所管理規則
鳥取市倭文集会所
鳥取市倭文集会所

○アドレス

<http://maps.google.com/maps/ms?msa=0&msid=112651591266259380694.000472bf8a395e3713991>

○マップ名称 鳥取県内の同和地区

○掲載施設

鳥取市田島集会所 鳥取市馬場集会所 鳥取市大社集会所 鳥取市円通寺集会所 鳥取市倭文集会所 鳥取市西円通寺集会所 取市谷山集会所 鳥取市西品治団地集会所 鳥取市古海集会所 鳥取市下味野集会所 鳥取市下佐貫集会所 鳥取市中井二集会所 鳥取市古用瀬集会所 鳥取市上葛谷集会所 鳥取市小原集会所 鳥取市大井集会所 鳥取市下良田集会所 鳥取市麻生集会所 鳥取市別府集会所 鳥取市官長地区会館 鳥取市中村地区会館 鳥取市鳴地区会館	鳥取市西円通寺集会所 取市谷山集会所 鳥取市西品治団地集会所 鳥取市古海集会所 鳥取市下味野集会所 鳥取市下佐貫集会所 鳥取市中井二集会所 鳥取市古用瀬集会所 鳥取市上葛谷集会所 鳥取市小原集会所 鳥取市大井集会所 鳥取市下良田集会所 鳥取市麻生集会所 鳥取市別府集会所 鳥取市官長地区会館 鳥取市中村地区会館 鳥取市鳴地区会館	鳥取市国府町南庄西地区会館 鳥取市河原町上山手地区会館 鳥取市氣高町寺前地区会館 鳥取市青谷町西町地区会館 鳥取市青谷町下藏内地区会館 鳥取市国安集会所 米子市陸田地区会館 米子市八幡三区地区会館 米子市上赤井手地区会館 米子市下福万勝保館 米子市前田勝保館 倉吉市みどり町地区会館 倉吉市西鶴地区会館 倉吉市天神野地区会館 倉吉市中田地区会館	倉吉市和田東町地区会館 倉吉市馬場町地区会館 吉市仙隱地区会館 倉吉市横谷地区会館 倉吉市勝負谷地区会館 倉吉市妻ノ神地区会館 倉吉市昭和地区会館 倉吉市關金町安歩地区会館 倉吉市關金町大鳥居開田地区会館 智頭町立久志谷地区集会所 智頭町立本折勝保館 岩美町立本庄地区会館 岩美町立恩志地区会館
---	--	--	---

第 201000128083 号
平成 22 年 11 月 11 日

グーグル株式会社 代表者 様

鳥取県総務部人権局長



Google マップにおける人権上不適切な情報の削除について（要請）

貴社が提供するマップサービスサイトである Google マップにおいて、人権上不適切な内容を記載したページ（マイマップ）が存在しています。記載事項の関係自治体として、当該マップの問題について、サイトから再三にわたり貴社に報告し、削除を求めてきたところですが、いまだ削除がなされておりません。遠やかに削除されることを強く求めます。

なお、本削除要請にもかかわらず当該マップを削除されない場合には、その理由を 11 月 25 日までに回答していただきますようお願いします。

おって、本要請と併せ、改めてサイトからも削除要請を行っておりますので、御承知おきください。

記

1 対象 Google マップ（マイマップ）名称

鳥取県内の同和地区

2 マップ投稿者名

鳥取ループ

3 対象マップのアドレス

<http://maps.google.com/maps/ms?msa=0&msid=112651591266259380694.000472bf8a395e3713991>

4 削除を求める理由

- 当該マップの説明文に「鳥取県も公認の差別対象地域です」との記述があるが、このような公認の差別地域というものは存在しておらず、誤った記述である。
- 同じく、説明文で「この近くに住むと、就職や結婚を断られたりする」「この付近の出身と分かると商売での取引も敬遠される」と記述し、マーカーを設置した地図を公開している。

これは閲覧者に差別心や偏見を与えることから、差別を助長する行為となり、また、当該地域の住民の人格権を著しく侵害する行為である。

【担当】 人権・同和対策課

電話：0857-26-7073, 7074

ファクシミリ：0857-26-8138

電子メール：jinken@pref.tottori.jp

インターネットサイトにおける著作権宣言等の表示事例

○首相官邸ホームページ

トップページ下部

・ [閣議 包括的監査直轄に関する基本方針\(閣議決定\) \(平成22年11月9日\)](#)
・ [平成22年11月18日 定例閣議案件](#)
・ [閣議写真](#)

QRコード

リンク 著作権等について | プライバシーポリシー | リンク集 | 資料集 | 宣報・日書
内閣官房内閣広報室〒100-8962東京都千代田区永田町1-6-1
Copyright © Cabinet Secretariat, Cabinet Public Relations Office. All Rights Reserved.

コピーライトの表示

著作権に係る表示

リンク、著作権等について

首相官邸ホームページへのリンク、著作権等について

1: リンクについて

- 「首相官邸ホームページ」(以下、「当ホームページ」とします。)へのリンクは、原則フリーです。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合にはこの限りではありません。
- リンクの設定をされる際は「首相官邸ホームページ」へのリンクである旨を明示してください(事前のご連絡は必要ありません)。
- リンクの設定をされる際は当ホームページが他のホームページ中に組み込まれるようないきなりのリンクの設定はせず、必ず新しいウインドウが開かれるような設定でリンクしていただきますようお願いいたします。

2: 著作権について

- 当ホームページに掲載されている個々の情報(文字、写真、イラスト等)は著作権の対象となっております。また、当ホームページ全体を複数の著作物として著作権の対象となっており、ともに日本国著作権法及び国際条約により保護されております。
- 当ホームページの内容の全部又は一部については、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として、適宜の方法により出所を明示することにより、引用、転載複製を行うことができます。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合にはこの限りではありません。

県及び市町村のホームページの著作権宣言等表示

H22.11
人権局調査

市町村名	文章による表明	Copyright all rights reserved 表示
鳥取市	○	×
米子市	○	×
倉吉市	×	○
境港市	○	○
岩美町	×	○
若桜町	×	○
智頭町	○	○
八頭町	×	○
三朝町	×	○
北栄町	×	○
湯梨浜町	×	×
琴浦町	×	○
日吉津村	○	○
大山町	○	○
南部町	○	○
伯耆町	○	○
日南町	○	○
日野町	○	×
江府町	○	○
鳥取県	○	×

*今回のゲーブルマップの事案の関係町ではないが、インターネット上の悪用を懸念して改正されたもの。(H21.1改正)

八頭町集会所条例改正新旧対照表

新	旧
本則	本則
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、八頭町集会所(以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。	(設置) 第1条 同和地区住民の福祉向上と文化活動及び同和問題学習の場として地域の連帯意識の高揚を図り、健康で明るい町づくりを図るため、八頭町集会所(以下「集会所」という。)を設置する。
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。
(管理及び委託) 第3条 施設の管理を集落代表者に委託する。	(管理及び委託) 第3条 集会所の管理を集落代表者に委託する。
(利用の内容) 第4条 施設は、次の各号に掲げる事業に利用する。 (1)～(6) (略)	(利用の内容) 第4条 集会所は、次の各号に掲げる事業に利用する。 (1)～(6) (略)
(運営) 第5条 集落代表者は、施設を管理するに当たり、年間利用計画等について、町長と協議し、適正な運営を行う。	(運営) 第5条 集落代表者は、集会所を管理するに当たり、年間利用計画等について、町長と協議し、適正な運営を行う。
2 (略)	2 (略)
(利用者の範囲) 第6条 施設の利用者の範囲は、当該集落に居住する者とする。ただし、集落代表者が適当と認めた場合は、当該集落以外の者に利用させることができる。	(利用者の範囲) 第6条 集会所の利用者の範囲は、当該集落に居住する者とする。ただし、集落代表者が適当と認めた場合は、当該集落以外の者に利用させることができる。
(利用の許可) 第7条 施設の利用を希望する者は、集落代表者に利用申込みを行い、許可を受けなければならない。ただし、町が利用する場合は、この限りでない。	(利用の許可) 第7条 集会所の利用を希望する者は、集落代表者に利用申込みを行い、許可を受けなければならない。ただし、町が利用する場合は、この限りでない。
2 利用者は、施設の利用に当たっては、集	2 利用者は、集会所の利用に当たっては、

	集落代表者の指示に従い、善良な管理のもとに利用しなければならない。																																																								
3 利用者が施設に損傷その他の損害を与えたときは、その損害額相当の金額を集落代表者に支払わなければならない。	集落代表者の指示に従い、善良な管理のもとに利用しなければならない。																																																								
4 (略)	3 利用者が集会所に損傷その他の損害を与えたときは、その損害額相当の金額を集落代表者に支払わなければならない。																																																								
(利用の制限)	4 (略)																																																								
第8条 集落代表者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設の利用を許可しない。	(利用の制限)																																																								
(1)・(2) (略)	第8条 集落代表者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集会所の利用を許可しない。																																																								
(利用許可の取消し又は停止)	(1)・(2) (略)																																																								
第9条 施設の管理及び運営上特別の必要が生じたときは、集落代表者は利用許可を取り消すことができる。	(利用許可の取消し又は停止)																																																								
2 施設の利用を許可された者に、この条例に違反する行為があると認めたときは、集落代表者は、利用停止を命ずることができる。	第9条 集会所の管理及び運営上特別の必要が生じたときは、集落代表者は利用許可を取り消すことができる。																																																								
	2 集会所の利用を許可された者に、この条例に違反する行為があると認めたときは、集落代表者は、利用停止を命ずることができる。																																																								
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東市場集会所</td><td>八頭町市場</td></tr> <tr><td>上万代寺集会所</td><td>八頭町万代寺</td></tr> <tr><td>国中二区集会所</td><td>八頭町国中</td></tr> <tr><td>土師百井二集会所</td><td>八頭町土師百井</td></tr> <tr><td>久能寺地区会館</td><td>八頭町久能寺</td></tr> <tr><td>新庄公民館</td><td>八頭町船岡</td></tr> <tr><td>隼福公民館</td><td>八頭町隼福</td></tr> <tr><td>隼福集会所</td><td>八頭町隼福</td></tr> <tr><td>上野地区会館</td><td>八頭町上野</td></tr> <tr><td>新庄集会所</td><td>八頭町船岡</td></tr> <tr><td>下町五班集会所</td><td>八頭町船岡</td></tr> <tr><td>才代二集会所</td><td>八頭町才代</td></tr> <tr><td>中南集会所</td><td>八頭町南</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	東市場集会所	八頭町市場	上万代寺集会所	八頭町万代寺	国中二区集会所	八頭町国中	土師百井二集会所	八頭町土師百井	久能寺地区会館	八頭町久能寺	新庄公民館	八頭町船岡	隼福公民館	八頭町隼福	隼福集会所	八頭町隼福	上野地区会館	八頭町上野	新庄集会所	八頭町船岡	下町五班集会所	八頭町船岡	才代二集会所	八頭町才代	中南集会所	八頭町南	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東市場集会所</td><td>八頭町市場 ■■ 番地</td></tr> <tr><td>上万代寺集会所</td><td>八頭町万代寺 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>国中二区集会所</td><td>八頭町国中 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>土師百井二集会所</td><td>八頭町土師百井 ■■ 番地</td></tr> <tr><td>久能寺地区会館</td><td>八頭町久能寺 ■■ 番地</td></tr> <tr><td>新庄公民館</td><td>八頭町船岡 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>隼福公民館</td><td>八頭町隼福 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>隼福集会所</td><td>八頭町隼福 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>上野地区会館</td><td>八頭町上野 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>新庄集会所</td><td>八頭町船岡 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>下町五班集会所</td><td>八頭町船岡 ■■ 番地</td></tr> <tr><td>才代二集会所</td><td>八頭町才代 ■■ 番地 ■</td></tr> <tr><td>中南集会所</td><td>八頭町南 ■■ 番地 ■</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	東市場集会所	八頭町市場 ■■ 番地	上万代寺集会所	八頭町万代寺 ■■ 番地 ■	国中二区集会所	八頭町国中 ■■ 番地 ■	土師百井二集会所	八頭町土師百井 ■■ 番地	久能寺地区会館	八頭町久能寺 ■■ 番地	新庄公民館	八頭町船岡 ■■ 番地 ■	隼福公民館	八頭町隼福 ■■ 番地 ■	隼福集会所	八頭町隼福 ■■ 番地 ■	上野地区会館	八頭町上野 ■■ 番地 ■	新庄集会所	八頭町船岡 ■■ 番地 ■	下町五班集会所	八頭町船岡 ■■ 番地	才代二集会所	八頭町才代 ■■ 番地 ■	中南集会所	八頭町南 ■■ 番地 ■
名称	位置																																																								
東市場集会所	八頭町市場																																																								
上万代寺集会所	八頭町万代寺																																																								
国中二区集会所	八頭町国中																																																								
土師百井二集会所	八頭町土師百井																																																								
久能寺地区会館	八頭町久能寺																																																								
新庄公民館	八頭町船岡																																																								
隼福公民館	八頭町隼福																																																								
隼福集会所	八頭町隼福																																																								
上野地区会館	八頭町上野																																																								
新庄集会所	八頭町船岡																																																								
下町五班集会所	八頭町船岡																																																								
才代二集会所	八頭町才代																																																								
中南集会所	八頭町南																																																								
名称	位置																																																								
東市場集会所	八頭町市場 ■■ 番地																																																								
上万代寺集会所	八頭町万代寺 ■■ 番地 ■																																																								
国中二区集会所	八頭町国中 ■■ 番地 ■																																																								
土師百井二集会所	八頭町土師百井 ■■ 番地																																																								
久能寺地区会館	八頭町久能寺 ■■ 番地																																																								
新庄公民館	八頭町船岡 ■■ 番地 ■																																																								
隼福公民館	八頭町隼福 ■■ 番地 ■																																																								
隼福集会所	八頭町隼福 ■■ 番地 ■																																																								
上野地区会館	八頭町上野 ■■ 番地 ■																																																								
新庄集会所	八頭町船岡 ■■ 番地 ■																																																								
下町五班集会所	八頭町船岡 ■■ 番地																																																								
才代二集会所	八頭町才代 ■■ 番地 ■																																																								
中南集会所	八頭町南 ■■ 番地 ■																																																								

凡例

一、本書に収録した資料は、国立公文書館所蔵「府県史料」のうち「鳥取県史料」第一巻から第七巻および第三〇巻から第三二巻であり、一部、その草稿本である鳥取県立図書館所蔵「鳥取県歴史」によつて補完した。ただし、「鳥取県史料」第一巻のうち、旧隱岐国の事蹟をまとめた「鳥取県歴史再録 旧隱岐県」の項目については、割愛した。

一、対象年は、おおむね明治二（一八六九）年から、鳥取県が島根県に併合された明治九（一八七六）年八月二日までである。

一、翻刻にあたつては、原本を尊重したが、読みやすさ等にも配慮し、次のような処理を行つた。

ア、適宜、句読点・並列点を挿入した。

イ、平出・台頭は二字空け、闕字は一字空けで示し

た。

ウ、割注の部分は、「」で示した。

通称ノ内、廢棄セシ分ハ之ニ朱書ヲ加ヘテ並存したるものである（第三〇巻収録「凡例」を参照）。

コ、草稿本（鳥取県立図書館所蔵）のみに見られる

記述部分は、「」で括り、開始箇所の右傍に＊を表示した。ただし、字体・送り仮名の相違程度は無視した。草稿本のみの記述が朱線などで削除されている場合は、＊（削除）と示した。

一、資料中には差別的な用語が用いられている場合があるが、歴史的事実を正しく認識し、差別の解消に資するため、原則としてそのまま掲載した。ただし、差別に関わる地名や人名の姓は、□で示した。

一、「刑賞」の項に記載されている死刑囚の姓は、□で示した。また、殺人・殺人未遂事件の被害者名や、そのほか特にプライバシーに配慮する必要があると思われる人名についても同様とした。

工、漢字は、原則として常用漢字に置き換えた。ただし、常用漢字のないものや、個人名に用いられた漢字については、原本のままとした。また、地名については、現在一般的に使用されている漢字を用いた。

オ、変体仮名・合字は、現行のものに置き換えた。力、明らかな誤字・当て字が使われていて意味が通りにくい部分は、右傍に「ママ」と示すか、正字を推測して「」で示した。

キ、虫損等で判読不能な部分は、□で示し、推測可能な場合は、右傍に「」で示した。ク、表紙・中扉の文言は、「」で括り、開始箇所の右傍に（表紙）等と示した。

ケ、朱書の部分は、「」で括り、開始箇所の右傍に（朱書）と示した。なお、第五巻および第三〇～三二巻の官員任解・官員履歴には、人名を朱線で囲んである箇所があるが、それらについても（朱書）と示した。当該箇所は、「実名・

御調理酒母傳並御調理酒母傳

候。

此段、前条中上候通、可殺所存ニハ更ニ無御坐候。

菊次郎刈取居候儀藻盜取、刺、同人工所々瓶為負候始

末、不届ノ至ト被仰聞奉恐入候。

右

辛未十二月七日

新八

明治四年未八月

生所伯耆国日野郡村

龜松

伯耆国日野郡村穢多龜松糾問仕候處、左ノ通。

穢多

絞罪 未六月廿九日入牢

龜松

未五十三歳

右龜松儀、当未四月廿日、汗入郡淀江宿吉三郎ヨリ逢打

擲憤候トハ乍申、二男勝太郎俱々蹴殺候上、所持ノ銀札
并著類等剥取、剥、居村松次郎卒萬次郎ヲ説告致シ候段、
重々不届ニ付、斬罪可申付哉。

一 龜松儀、当未四月二十日、旅人ヲ殴殺シテ銀札

ケ矢庭ニ取掛リ捆合候内、勝太郎儀モ罷越シ、旅人ノ

鳥取県史料3

并著類等奪收候事、一度。

同人儀奪收候品、代金積或兩壹分。

一 同人儀、無罪入ヲ誣告致候事、一度。

但、未タ処決ヲ経サル内、潔白致シ候事。

右之通御坐候御仕置之儀、別帳口書卷冊相添、此段相同

申候。以上。

右壬申五月三日処刑

生所伯耆国日野郡村

龜松

未五十三歳

旅人ヲ及殺害候始末、詳細可申立旨、被成御糾問候。

此段、私儀、日雇渡世、家内六人相暮居、当未四月廿

日晚方、二男勝太郎同道、日野郡金持村地内通行ノ節、
年齢四十歳余ノ旅人公会仕、言葉ノ争ヨリ事起、私
儀、逢打擲、其場立別レ候ヘトモ鬱憤難堪ニ付、行程
毫町余り追駆、同村地内古新田ト申処ニテ追付、声懸

ケ矢庭ニ取掛リ捆合候内、勝太郎儀モ罷越シ、旅人ノ

絞罪 未六月廿九日入牢

龜松

未五十三歳

右龜松儀、当未四月廿日、汗入郡淀江宿吉三郎ヨリ逢打

擲憤候トハ乍申、二男勝太郎俱々蹴殺候上、所持ノ銀札
并著類等剥取、剥、居村松次郎卒萬次郎ヲ説告致シ候段、
重々不届ニ付、斬罪可申付哉。

一 龜松儀、当未四月二十日、旅人ヲ殴殺シテ銀札

ケ矢庭ニ取掛リ捆合候内、勝太郎儀モ罷越シ、旅人ノ

絞罪 未六月廿九日入牢

龜松

未五十三歳

右龜松儀、当未四月廿日、汗入郡淀江宿吉三郎ヨリ逢打

擲憤候トハ乍申、二男勝太郎俱々蹴殺候上、所持ノ銀札

并著類等剥取、剥、居村松次郎卒萬次郎ヲ説告致シ候段、
重々不届ニ付、斬罪可申付哉。

一 龜松儀、当未四月二十日、旅人ヲ殴殺シテ銀札

ケ矢庭ニ取掛リ捆合候内、勝太郎儀モ罷越シ、旅人ノ

絞罪 未六月廿九日入牢

龜松

未五十三歳

右龜松儀、当未四月廿日、汗入郡淀江宿吉三郎ヨリ逢打

擲憤候トハ乍申、二男勝太郎俱々蹴殺候上、所持ノ銀札

并著類等剥取、剥、居村松次郎卒萬次郎ヲ説告致シ候段、
重々不届ニ付、斬罪可申付哉。

一 龜松儀、当未四月二十日、旅人ヲ殴殺シテ銀札

ケ矢庭ニ取掛リ捆合候内、勝太郎儀モ罷越シ、旅人ノ

絞罪 未六月廿九日入牢

龜松

未五十三歳

右申上候得ハ此外無事故ノ候儀モ可有之下、追々御糾問

御坐候。

此段、前条中上候外、無事仕候覺無御坐候。

右之通御坐候、別紙口書一冊相添、此段相同申候。以上。

明治五年中二月廿四日

申二十七歳

常次郎

監守自盜ノ条ニ依リ

庶人ニ下シ

指命伺之通。

鳥取県貴属卒早道役

常次郎吟味仕候所、左ノ通。

絞罪「壬申正月十六日、元姫路県ヨリ連帰リ入牢」

右常次郎儀、去未十二月、大坂表ヨリ持帰リ候県金、

金拾六両許打負并右夷弘代金等ハ費用仕候儀ニ御坐候。

候。

右申上候得ハ此外無事故ノ候儀モ可有之下、追々御糾問

御坐候。

此段、前条中上候外、無事仕候覺無御坐候。

○人権またはプライバシーにかかわる資料の取扱要領

- 1 この要領は、鳥取県立図書館における人権またはプライバシーにかかわる資料の収集及び利用の取り扱いについて定めるものとする。
- 2 人権またはプライバシーに関する問題と認識を深めるための資料は積極的に収集して閲架し、その利用を図る。
- 3 人権またはプライバシーを侵害する資料は、「人権またはプライバシーにかかわる資料リスト」(以下「リスト」という。)に掲げ、館内で定めたラベルを貼付して別置し、資料の提供を制限する。
ただし 学術上の調査、研究等のためやむをえないと認められるものについては館内において閲覧に供することができる。
- 4 リストに掲げた資料の閲覧を希望する者は、別紙の「人権またはプライバシーにかかわる資料利用申込書」を館長に提出しなければならない。
- 5 リストに掲げた資料で複写禁止にした箇所は、学術上の調査、研究の場合であっても複写を認めない。
- 6 利用者が、利用申込書又は複写申込書に記載した目的以外に使用した場合におけるすべての責任は、その利用者にあるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成2年4月1日から施行する。

人権またはプライバシーに関わる資料利用申込書

資料名	請求記号
利用の目的	(具体的にご記入ください)
1 閲覧利用資料は、上記目的以外には使用しません。 2 閲覧利用によって、問題が生じた場合は責任を負います。	
上記により、資料の閲覧利用を申し込みます。	
平成 年 月 日	
【申込者】	
住所	_____
氏名	_____
鳥取県立図書館長様	

平成23年度第1回人権尊重の社会づくり幹事会

日 時 平成23年4月22日(金)

13時10分から14時30分まで

場 所 県庁第二庁舎 4階 第22会議室

1 開 会

2 議 事

(1)人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況と検証について … 資料1

(2)宅地建物取引上の人権問題解決へ向けたアクションプランについて … 資料2

(3)インターネット上の人権侵害への対応について … 資料3

(4)その他

4 閉 会

出席者名簿

【人権尊重の社会づくり幹事会】

所 属 名	職 名	氏 名	備 考
知 事 部 局	人権局	局 長	橋本 修
	〃 人権・同和対策課	課 長	岸根 弘幸
	県政推進課	企 画 員	佐々木 俊二
	防災課	課 長	桐林 正彦
	県民課	主 幹	田原 昭彦
	男女共同参画推進課	課 長	宮城 絵理
	交流推進課	副 主 幹	田辺 晶子
	福祉保健課	主 幹	藤内 郁
	障がい福祉課	主 幹	山本 伸一
	長寿社会課	課長補佐	小林 一義
	子育て支援総室	総 室 長	西尾 浩一
	健康政策課	欠 席	
	くらしの安心推進課	副 主 幹	田中 聰
	雇用人材総室 労働政策室	主 幹	石原 恵一
	農政課	課長補佐	吹野 之彦
	県土総務課	課 長	安田 達昭
	病院局総務課	課 長	細川 淳
	教育委員会事務局人権教育課	課長補佐	舟木 真佐人
	鳥取県警察本部 警務部警務課	課 長	野澤 豊

【オブザーバー】

所 属	職 名	氏 名	備 考
住宅政策課	主 事	田渕 光倫	
中部総合事務所 県民局	人権相談員	南場 兄一	

【事務局】

所 属	職 名	氏 名	備 考
人権・同和対策課	課長補佐	山名 修	
〃	主 幹	荒砂 茂徳	
〃	主 幹	前田 いづみ	
〃	主 事	宮脇 浩介	

資料3

インターネット上の人権侵害への対応について

平成23年4月22日
人権・同和対策課

1 概要

インターネットの Google マップに、「鳥取県内の同和地区施設」(H21年度に発見された当時は「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」)の表題で、県内市町の条例・規則から同和地区に関する施設名（集会場等）を示して鳥取県の地図に貼り付けている。

※ H21.9.11 県民からの電話により掲載を確認。「鳥取ループ」というウェブサイトの運営者が投稿したとみられる。この投稿者は以前から同和行政に批判的な立場で活動しており、同和問題に関する法律や制度、歴史等を熟知し、公文書の開示請求や訴訟等も駆使し、主にインターネット上で活動。

H21年度当初は鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、智頭町の施設のみ掲載。H23年3月からは若桜町、江府町を除く県内市町の施設を掲載。

2 現状及び問題点

県では、発見当初から人権上問題があると認識し、県人権局からグーグル社への再三の削除要請を行うが、今もって削除されていない。

(1) 削除要請等実施状況

- ・ H21.9.16 及び H22.1.28 削除要請（メール）
- ・ H22.11.11 削除要請（人権局長名の公文書及びメール）
- ・ H23.2.17 削除要請（人権局長名の公文書）
- ・ H23.3.31 詳細の回答を求める照会（人権局長名の公文書）

（参考）地方法務局及び県内市町の対応状況

- ・鳥取地方法務局

H22年2月上旬に差別を助長する行為としてグーグル社に削除要請。

- ・鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町が、個々にメールあるいは文書で削除要請

(2) グーグル社の対応

- ・ H23.3.5 メールで回答あり

「(略) Google は、これらの規約類に定める条件に違反している Google マイマップについては削除することがありますが、ご指摘の以下のマイマップ (略) については、規約類への違反があるとは判断できませんでした。」

Google マイマップ上にユーザーが付加した情報やコンテンツについては、Google とユーザーの間では、ユーザーに権利が帰属し、ユーザーがその内容についての責任を持ちます。つきましては、(略) マイマップを作成したユーザーに直接ご連絡いただくようお願い致します。」

- ・これに対し、県はグーグル社が自社の規約に違反しないとする根拠について、詳細の回答を求める照会文書を人権局長名で送付（再掲、3月31日付）

3 今後の方針

- ・市町村及び関係機関との情報交換・連携
- ・必要に応じて弁護士と相談

平成23年度第1回 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 次第

日時：平成23年5月11日（水） 10:00～12:00

場所：とりぎん文化会館 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 会長の互選、会長代理の選出 資料1

(2) 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況
と検証について 資料2

(3) 宅地建物取引上の人権問題に関する県指針
及びこれに基づくアクションプラン（案）について 資料3

(4) インターネット上の人権侵害への対応について 資料4

4 そ の 他

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 委員名簿

任期：平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

委員名	所属・活動等	備考
やまだ アベ山田 マリア ルイサ	鳥取県国際交流財団理事	
あらい 荒井 玲子	長島と鳥取を結ぶ会 会長	
いちもり 一盛 真	鳥取大学 准教授	欠席
いば 射場 守夫	弁護士	
いまど 今度 珠美	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
おおつき 大月 悅子	鳥取県男女共同参画をすすめるネットワーク 会長	
かきうち 柿内 真紀	鳥取大学 准教授	
くにもと 國本 真吾	鳥取短期大学 准教授	欠席
こばやし 小林 幹子	臨床心理士、スクールカウンセラー	欠席
こやの 小矢野 馨	鳥取県老人クラブ連合会 若手委員会委員長	
しもよし 下吉 真二	部落解放同盟鳥取県連合会 前書記次長	
そる 薛 幸夫	在日本大韓民国民団鳥取県地方本部 団長	
たなか 田中 完治	とつとり被害者支援センター 事務局長	
たぶち 田渕 真司	鳥取県精神障害者家族会連合会 理事	
たむら 田村 熱	子どもの虐待防止ネットワーク鳥取(CAPTA) 理事長	
でがき 出垣 仁志	社会保険労務士、社会福祉士	欠席
とうひぐち 東橋口 護	鳥取環境大学 副学長、教授	
なかせ 中瀬 香里	ウェルフェア北園渡辺病院 医療ソーシャルワーカー	
なかなが 中永 廣樹	前 鳥取県教育長	欠席
なかの 仲野 誠	鳥取大学 准教授	欠席
ひろた 廣田 富子	鳥取県民生児童委員協議会 理事	
まつしま 松嶋 まゆみ	社会福祉士	
まつむら 松村 由朝	身体障害者相談員	
むくた 椋田 ひとみ	鳥取市立母子生活支援施設つくし 施設長	
もり 森 望美	藤井政雄記念病院 ヘルスケアセンター長	欠席
やまもと 山本 誠代	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長	

県関係課(室)出席者名簿

知事部局

所 属 名	職 名	氏 名
総務部	人権局	局 長 橋本 修
	人権局人権・同和対策課	課 長 岸根 弘幸
		課長補佐 山名 修
		主 幹 荒砂 茂徳
		主 幹 前田 いづみ
		副主幹 木村 公亮
		主 事 宮脇 浩介
生活環境部	住宅政策課	課 長 宮脇 儀裕
文化観光局	交流推進課	副主幹 田辺 晶子

教育委員会

教育委員会事務局	人権教育課	課 長	岸田 康正
----------	-------	-----	-------

資料4

インターネット上の人権侵害への対応について

平成23年4月22日
人権・同和対策課

1 概要

インターネットの Google マップに、「鳥取県内の同和地区施設」(H21年度に発見された当時は「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」)の表題で、県内市町の条例・規則から同和地区に関する施設名（集会場等）を示して鳥取県の地図に貼り付けている。

※ H21.9.11 県民からの電話により掲載を確認。「鳥取ループ」というウェブサイトの運営者が投稿したとみられる。この投稿者は以前から同和行政に批判的な立場で活動しており、同和問題に関する法律や制度、歴史等を熟知し、公文書の開示請求や訴訟等も駆使し、主にインターネット上で活動。

H21年度当初は鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、智頭町の施設のみ掲載。H23年3月からは若桜町、江府町を除く県内市町の施設を掲載。

2 現状及び問題点

県では、発見当初から人権上問題があると認識し、県人権局からグーグル社への再三の削除要請を行うが、今もって削除されていない。

(1) 削除要請等実施状況

- ・ H21.9.16 及び H22.1.28 削除要請（メール）
- ・ H22.11.11 削除要請（人権局長名の公文書及びメール）
- ・ H23.2.17 削除要請（人権局長名の公文書）
- ・ H23.3.31 詳細的回答を求める照会（人権局長名の公文書）

（参考）地方法務局及び県内市町の対応状況

- ・ 鳥取地方法務局

H22年2月上旬に差別を助長する行為としてグーグル社に削除要請。

- ・ 鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町が、個々にメールあるいは文書で削除要請

(2) グーグル社の対応

- ・ H23.3.5 メールで回答あり

「(略) Google は、これらの規約類に定める条件に違反している Google マイマップについては削除することがありますが、ご指摘の以下のマイマップ (略) については、規約類への違反があるとは判断できませんでした。」

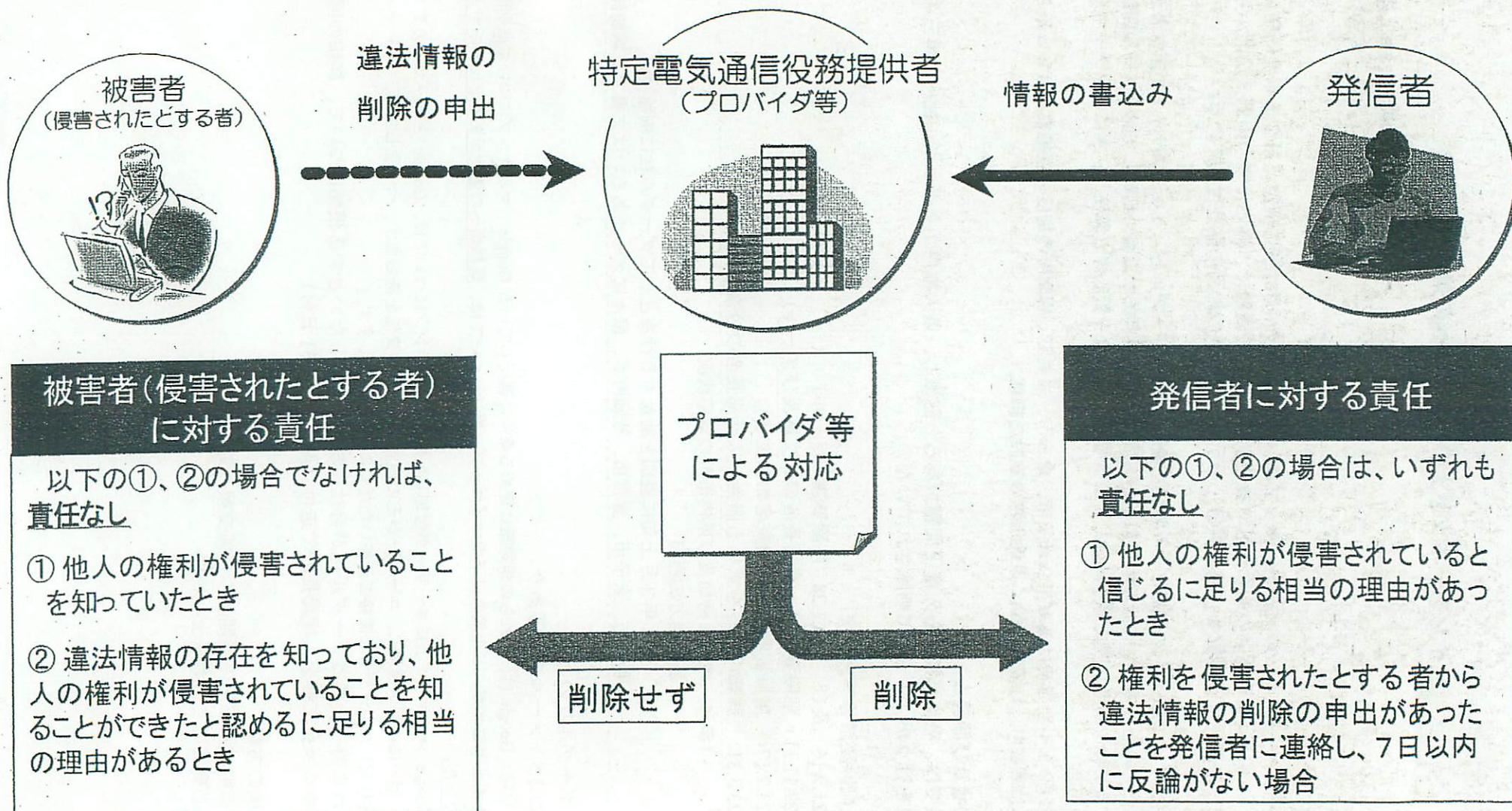
Google マイマップ上にユーザーが付加した情報やコンテンツについては、Google とユーザーの間では、ユーザーに権利が帰属し、ユーザーがその内容についての責任を持ちます。つきましては、(略) マイマップを作成したユーザーに直接ご連絡いただくようお願い致します。」

- ・これに対し、県はグーグル社が自社の規約に違反しないとする根拠について、詳細的回答を求める照会文書を人権局長名で送付（再掲、3月31日付）

3 今後の方針

- ・ 市町村及び関係機関との情報交換・連携
- ・ 必要に応じて弁護士と相談

プロバイダ等の責任の明確化の概要



グーグルマップ上の人権上不適切な事例

Google マップ

ルート・兼換案内 マイマップ

マイマップに保存

鳥取県内の同和地区施設

自治体が公開している、同和対策で作られた施設の位置です。同和対策で作られたので、もちろん周辺は同和地区です。地方自治法上の公の施設なので、施設名・位置共に公開情報です。

法務省人権擁護局、部落解放同盟、鳥取県も公認の差別対象地域です。この近くに住むと、就職や結婚を断られたりする厳しい現実があるそうです。この付近の出身と分かると商売での取引も敬遠されることがあります。そんなことがあるわけがないので、皮肉として作った地図です。

詳しくは、こちらでどうぞ

<http://moon.ap.teacup.com/jinkenidea/>
<http://8233.teacup.com/jinkenidea/bbs>

ブログ

<http://tottoriloop.miya.be/>

Follow me!

<http://twitter.com/tottoriloop>

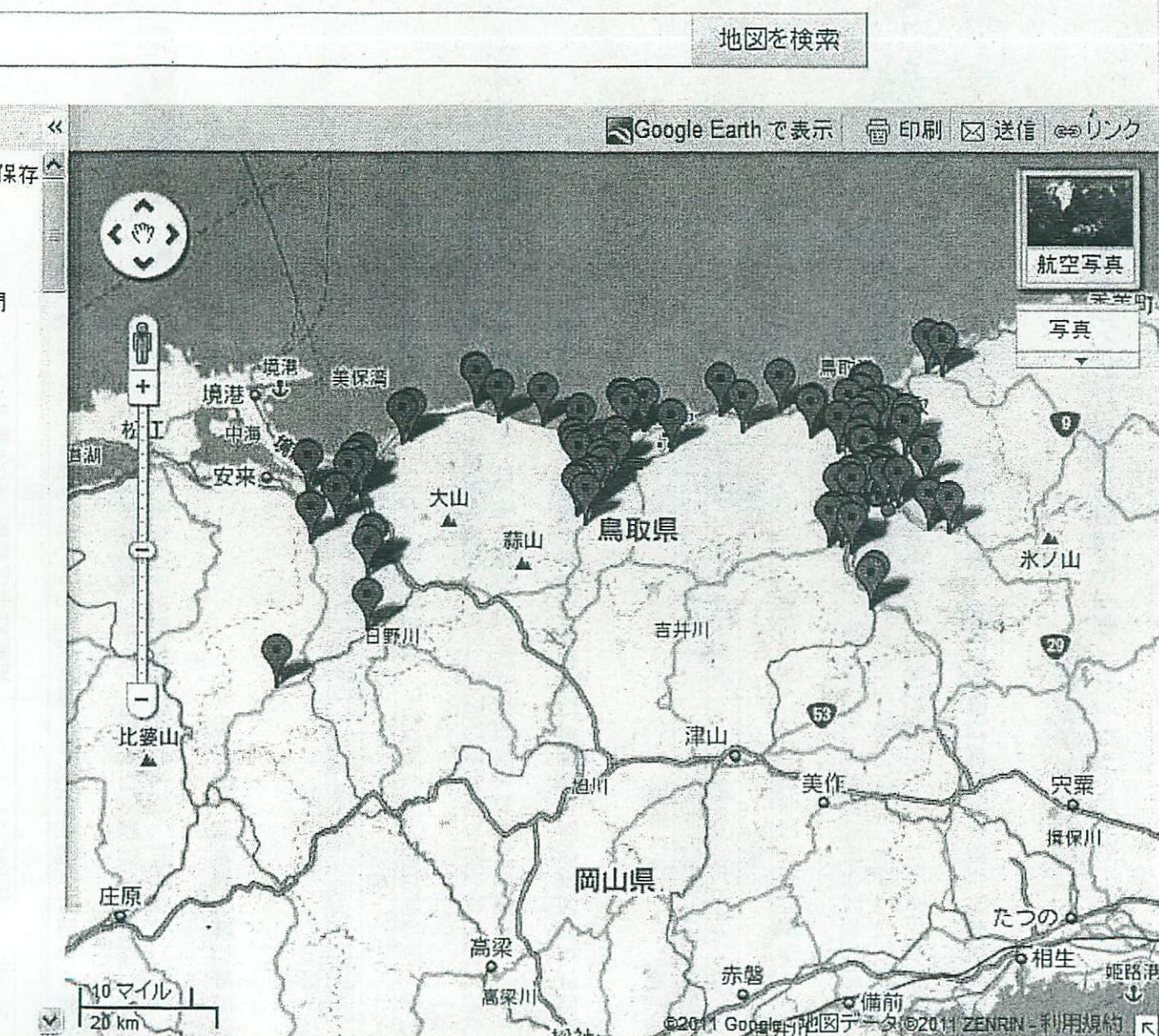
表示回数 22,390 - 一般公開

2009年9月4日作成 - 3月15日更新

投稿: 鳥取ループ

この地図に評価を付ける - コメントを投稿

- 烏取市田島集会所
烏取市集会所管理規則
- 烏取市馬場集会所
烏取市集会所管理規則
- 烏取市六代集会所
烏取市集会所管理規則



[出典：google マップ (<http://maps.google.com/maps/ms?hl=ja&ie=UTF8&oe=UTF8&msa=0&msid=112651591266259380694.000472bf8a395e3713991>) ,H23.4.19現在]

グーグルマップ上の人権上不適切な事例において情報源とされた市町村条例の例

●岩美町立地区会館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年改正）

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域住民の生活の改善及び向上を図り、同和問題の速やかな解決に資するため、岩美町立地区会館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 岩美町立地区会館(以下「地区会館」という。)を、次のとおり設置する。

名称	位置
岩美町立本庄地区会館	岩美町大字本庄 484 番地 7
岩美町立恩志地区会館	岩美町大字恩志 231 番地 1

(以下略)・・・全 2 施設

●智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例（昭和 52 年改正）

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、智頭町立地区集会所の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 智頭町立地区集会所(以下「地区集会所」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
智頭町立久志谷地区集会所	智頭町大字智頭 2183 番地 4

(以下略)・・・全 1 施設

●智頭町立隣保館条例（昭和 46 年）

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、智頭町立隣保館の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 智頭町立隣保館(以下「隣保館」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
智頭町立本折隣保館	智頭町大字智頭 1502 番 2

(以下略)・・・全 1 施設

●米子市地区会館条例（平成 17 年）

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、米子市地区会館の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 同和地区及びその周辺地域の住民の福祉の向上を図るとともに、隣保事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 11 号に規定する隣保事業をいう。）に準じた事業を行うため、米子市地区会館を次のとおり設置する。

名称	位置
米子市陰田地区会館	米子市陰田町 649 番地 13
米子市八幡三区地区会館	米子市八幡 483 番地 5
米子市上赤井手地区会館	米子市赤井手 63 番地 6

(以下略)・・・全 3 施設